

生駒市規則第19号

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

生駒市長 山下 真

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和46年11月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第25号中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改める。

第26号及び第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第31号までを2号ずつ繰り上げる。

第32号中「居宅介護等」を「障害福祉サービス等」に改め、同号を第30号とする。

第33号を第31号とし、第34号から第41号までを2号ずつ繰り上げ、第39号の次に次の1号を加える。

(40) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条の規定による支給認定等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。